



編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 1 丁目 7 番 20 号 JIN・ORIXビル 6 階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 / FAX 法律・税務共通：06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> (2025年7月発行)

暑中お見舞い申し上げます

令和の米騒動がやみません。

私が鹿児島県の田舎で生活していた頃、自宅のまわりにはいっぱい田んぼがありました。

そのころ、小学校も中学校も田植えや稲刈りのとき、何日間か学校が休みになりました。米作りで忙しい家の手伝いをせよというわけです。

専業農家だけでなく、もちろん兼業農家もあり、米作りで生計をたて、農協等を通じて販売し、また自宅で食べる分も貯蔵していました。約50年くらい前の話です。



▲2025.5 別府湾 夕景

その後、政府はパン食の普及などで米の需要が減るとして減反政策を始めました。

この制度は今も、事実上続いています。減反政策は農家を米作りからどんどん遠ざけてしまいました。

お金を払うから米を作るなというわけです。そのために日本から多くの田んぼが消えていきました。高度成長政策で都会に若者が集中し、農業の担い手が高齢化したこともあって農家が大きく減少していきました。田んぼは一度米作りをやめて、数年もたつと元の田んぼに戻すことはできません。

農業従事者が高齢化し、その担い手が大きく減少したのは、基本的に国の農業政策の誤りです。今回の値上げの原因は、需要に対し圧倒的な供給不足にあります。

米づくりの担い手を大形化するのは一つの方策ですが、それだけでなく農業の担い手が小規模でもたくさんあり、多くの人が米作りをはじめとする農業に従事することが必要です。食料自給率が38%という中で、「足りなければ輸入した方がいい」という政策は根本的に誤っています。

——— 日本国憲法 9条 1項 ———

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

弁護士 山口 健一

弁護士 藤澤 諒祐

弁護士 山口 昌之

弁護士 松田 七海

弁護士 東 尚吾

弁護士 木村 健

弁護士 藤原 智絵

税理士 山口 裕之

事務局一同



平和の大切さを今こそかみしめよう

弁護士

山口 健一

ウクライナやガザが報道される時、ロシアがウクライナをどこまで占領したかとか、空爆等で何人亡くなったとか、そんな報道が続けられています。

そんな報道に慣れてしまって、報道をまるで戦争映画のように見ていないかと考え込むことがあります。

死んだり傷ついたりした人には、妻があり夫があり、子ども達があり、おじいちゃんやおばあちゃんがあったり。家族にとっては、何人死んだかではなく、私の夫が私の妻が私の家族が亡くなったことが一番大事なことなのです。

そこにあるひとりひとりの人生、温かい家族が、戦争という名の下で失われてしまう現実に私たちはきちんと目を向けなければと思います。

*

*

ナチスドイツが600万人ものユダヤ人を虐殺し、世界中の人々がその残虐性を非難し、二度とこんなことがないようにと歴史の教訓にしました。その被害者であったイスラエルが、ガザの人々を虐殺してる姿は、かつてナチスドイツがやったことをイスラエルがやっているのしか見えません。最近の報道でも、食糧危機で飢餓に陥り餓死寸前の人々が食料を求める中で、イスラエルを中心とした民間団体が食料の供給をするとしてガザ市民を集めました。



ところがイスラエルは食糧支援に群がった人々に集中砲火を浴びせ、住民を多数殺害しました。ユダヤ人をガス室に送り込んで殺害したナチスの行動と何が違うのでしょうか。

*

*

今年は、被爆80年です。一瞬にして20万以上の人が命を奪われた核を、世界から一掃することが緊急の課題です。核戦争が起これば、人類の滅亡になりかねません。

核は、戦争でなくても、誤って使用される危険もあります。

その核兵器を世界からなくすために、核兵器禁止条約が2017年国連総会で採択され、2021年に発効しました。ところが世界で唯一の被爆国である日本はこの条約に参加していません。アメリカの核の傘のもとにあるというのが、その理由です。

*

*

日本の安全保障政策は、アメリカに追随し、軍事費を大幅に増やしアメリカの兵器をどんどん買い込んでいます。

もし中国が台湾を軍事的に占拠するようなことになれば、アメリカとともに、日本の自衛隊がそれを阻止する役割を担おうとしています。

なぜ日本が自衛隊を派遣して中国と戦わなければならないのか、政府は全くその説明をしていません。そんな事態になれば、アメリカ軍の指揮のもと、自衛隊はその最前線に立つことになり、日本の基地は中国軍の最大の目標になります。日本には何十もの原発があり、もしその原発が狙われるとすれば日本は壊滅的な状況になってしまいます。

今日本に求められるのは、軍備の増強ではなく、憲法前文に言う「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とする外交政策を進めていくしかありません。



不動産売却には気をつけて

弁護士

山口 昌之

最近の気になるニュース

最近、こんなニュースを聞いたことはありませんか？

判断能力が衰え始めた高齢者の自宅不動産が不動産業者に売却されていた、いったんは断ったのに業者が家の中に居座って強引に勧誘されて押し切られた、終の棲家であり売る必要性は全くなかった、実際の売却価格は相場よりも相当低い金額であった、数か月後には出て行かないといけないという約束になっていた、別居している家族がそのことを知った時には手遅れであった……

実際の相談事例

80代の女性が、亡くなったご主人から相続した自宅に一人で住んでいました。

ある日、郵便ポストに知らない不動産業者からの手紙が入っており、女性が電話をしたところ「既に自宅は売却されているので、退去について相談したい」と驚くべき話がなされました。女性はずっと住むつもりであった自宅を売るはずがありませんでしたが、念のため調べてみたところ、何と既に名義は不動産業者に移っていました。女性は慌てて当事務所に相談に来られました。よくよく話を聞いたところ、そういえば、複数名の男性が自宅に来たことがあった、とても優しくよく話を聞いてくれた、いつのことだったか、車に乗せられて役所に行き印鑑証明書などを取得した、知らない事務所に行ってよく分からない書類にたくさん署名をして印鑑を押したことがあった、とのことでした。

女性の依頼を受け、弁護士名義で、女性名義に戻すよう通知を送りましたが、業者はこれに応じませんでした。やむなく、業者を相手に訴訟を提起しました。

勝訴はしたが……

訴訟においては、女性の認知能力が相当程度低下していたこと、転居する予定は全くなかったことなどを理由として、女性側の訴えが認められて勝訴しました。無事、名義は女性の元に戻りました。

しかし、裁判は証拠によって結論が左右されるため、勝つこともあれば負けることもあります。今回の女性のケースでは勝訴することができましたが、被害に遭った全てのケースで救済される訳ではありません。不動産は、一度名義が変わってしまうと、元に戻すには多大な労力がかかりますし、戻ってこないこともあるということは忘れてはなりません。

ご本人も、ご家族も、気をつけて

通常、自宅を売るときは自分から業者を探すもので、勧誘されて売却するものではありません。大事なことは、知らない不動産業者が自宅を訪問してきても、一切話をしないことです。一度話をしてしまうと、うまい話がでてきて、知らないうちに売ってしまっていた、ということになりかねません。

ご家族の方も、最近知らない業者が自宅に来なかったか、印鑑など押していないか、いつもと違う書類が自宅にないか、など、気をつけてください。

そして、何かが起こった、何かに気付いた場合は、すぐに弁護士に相談してください。



地方自治体の第三者調査委員会

弁護士

東 尚吾

第三者調査の意義

地方自治体における第三者調査委員会による調査が多く報道されるようになりました。重大な事故やいじめ問題、首長や職員のハラスメント事案や不適切な処理といった不祥事問題など、その調査対象となる事案は様々あり、第三者調査委員会はそれら事案に関する事実認定に加え、そうした事案が再び発生しないための再発防止策などの提言を行います。

* *

地方自治体が第三者に調査を委ねることは、地方自治体の自浄作用を働かせる一手法として、調査結果をふまえて適法で適正な行政事務を実現し、住民サービスの向上に役立てることが本来期待されます。また、その位置付けや法的な根拠、また調査結果の活用など様々な点で十分に検討が必要なものです。地方自治体が第三者調査委員会の調査を隠れ蓑にすることは決して許されませんし、その設置には一定の覚悟が求められると言えます。

* *

私がこれまで担当した複数の第三者調査委員会においては、複数の弁護士や学識経験者が委員会を構成し、タイトな日程のなか記録を広く収集し、関係者へヒアリングを多く行うなど、相当の業務量をかけながら報告書にまとめる業務を担いました。それぞれ地方自治体は、調査結果を十分にふまえて、再発防止のための具体的措置の計画を立てて、実行に移す、という動きに繋がっていただきました。

住民目線のチェックも必要

他方で、地方自治体における調査の対象は政治問題に直結する場合もあり、調査結

果が首長の政治責任の問題へと発展し、政治的な判断によって、調査結果が十分に活かされないという事態も想定されます。現に、報道でも明らかにされているように、第三者調査委員会の調査結果が十分に活かされていない例もあります。しかし、第三者の専門家に委ねた設置当事者が合理的理由なく、その調査結果を尊重しないとなれば、そもそも第三者に何のために調査を委ねたのか、その趣旨や目的からもかけ離れることとなり、まさに調査が無駄になってしまいます。それは住民への信頼回復にもつながりません。

* *

地方自治体が第三者調査委員会の調査結果をどのように活かしたのか、適切な行政運営・行政サービスの実現に役立てられたのかを住民目線で十分にチェックすることは、第三者調査委員会による調査を意義あるものにするためにも重要なことです。皆さま、引き続き注目していただければと思います。



「ハラスメントの壁」ができる前に

弁護士

藤原 智絵

とあるハラスメント研修でのことでした。

新入社員同士で行った発言やLINEトークがセクハラと判断された問題が発生。基礎からハラスメントを教えて欲しいというオーダーがあり、網羅的な解説の後、質疑応答時間となりました。「違和感を覚えたら、周りからも『今の、やりすぎちゃう?』と、声を上げられるといいのですが。」と言う私に、手を挙げた男性。

「指摘して、仕事がやりにくくなったり、関係が崩れたりすると不安で。」

職場の人間関係を作り上げる途上で、様々な不安や葛藤が生じるのは当然。ただ、それ以前に目に見えない壁が設定されているような、ざわつきを覚えました。

* *

「ハラスメント」という言葉が世に知られるようになって40年以上となります。1980年代から社会問題化したセクシュアルハラスメントに加え、遅れながらも2000年代からはパワーハラスメント、マタニティハラスメントなどが周知されました。近年の労働施策総合推進法等の改正により、職場でのハラスメント防止のために事業主が講じるべき義務は順次強化されています。

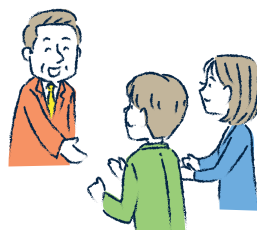
2022年には、いわゆるカスタマーハラスメントについて、厚生労働省がマニュアルを作成し、労働者の就労環境を害する社会通念上不相当な言動は、どの業界・立場にあってもハラスメントであるという意識がようやく共有されてきました。

* *

この間の急速な社会意識の高まりにより、実際にハラスメント被害を受けている人だけでなく、不安定であったり配慮を要する立場の人が、職場での対応の不当性を指摘しやすくなったのは、大きな前進と言えます。

他方で、部下や後輩、異性社員、同僚社

員などから「何らかのハラスメント」と言われるのではという過敏さも、否応なく高まりました。その結果、指導上必要



な事柄を十分に伝えにくい、問題発生に対して厳しく指摘できない、挨拶や電話対応、メールの書き方など、社会人としての常識的所作ですら指摘しにくいなどの、目に見えない「ハラスメントの壁」ができてしまったのも、事実ではないでしょうか。この壁は、当事者同士が意識せずとも作られるにもかかわらず、当事者同士が意識しなければ取り除けない、やっかいさがあるように思います。

* *

改めて、ハラスメントとは、優越的地位を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動や、性的言動、その他労働者への対応や過剰な要求などにより、当該労働者が不利益を受けたり、労働者の就業環境が害されたりするものを言います。仕事を遂行する上で、上下関係、同僚関係にかかわらず、必要な指摘・指導は日々生じえますし、これらが抑制され、スルーされることは、ハラスメント対策の目指すところではありません。

私も15年目を迎え、後輩たちの仕事を見ることが増えました。生きてきた社会背景に世代間ギャップがある上、「仕事や職場に求めるもの」にも違いがあると感じます。ただ、目の前の仕事でスキルを高め、何かの役に立ちたいという熱意を見るときには、できるだけ応えたいと考えます。

無意識下で壁ができる前に、双方に、その熱意を授受できる人間関係を作ること。難しいですが、根底となる関係性の構築が重要でかつ工夫がいるということは、どの時代にも変わらないのではないかと思います。

はじめに

令和7年4月1日から、「育児・介護休業法」が改正され、子育てや介護と仕事を両立しやすくする制度が拡充されました。従業員が安心して働き続けられる環境をつくるため、企業には制度の整備と運用体制の見直しが求められます。本記事では、改正のポイントと企業が取べき対応を分かりやすく解説します。

育児に関する改正

今回の改正では、「子の看護休暇」が「子の看護等休暇」に変更され、対象となる子どもの年齢が「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校3年生修了前まで」に引き上げられました。取得理由も拡大され、インフルエンザによる学級閉鎖や入学式の付き添い等も対象になりました。また、従来は勤続6か月未満の社員を対象外にできましたが、その除外規定は廃止され、入社直後から取得可能になりました。

さらに、所定外労働の制限（残業免除）の対象が、「3歳未満の子」を育てる社員から「小学校就学前の子」を育てる社員にまで広がり、短時間勤務の代替措置としてテレワークも認められるようになりました。加えて、3歳未満の子を育てる社員がテレワークを選択できるよう、企業には制度整備の努力義務が課されました。

従業員が300人を超える企業には、男性の育児休業取得率等を年1回公表する義務

も発生することとなりました。

介護に関する改正

介護に関する制度も手厚くなりました。企業には、従業員が介護に直面した旨の申出をした際、個別に制度を案内し、本人の希望を確認する義務が課されました。また、介護離職を防ぐために、①研修の実施、②相談窓口の設置、③制度利用の事例の紹介、④制度の利用促進に関する方針の周知のうち、いずれかの支援措置を講じる必要があります。介護のためのテレワークの導入も努力義務となりました。

企業が今すぐやるべきこと

今回の改正を受けて、企業は主に以下の対応を行う必要があります。

- ①就業規則や育児・介護休業規程の見直し
新しい条文に沿った規定に改訂しましょう。
- ②労使協定の再締結
子の看護等休暇の取得について、勤続6ヶ月未満の者を除外する旨の規定が使えなくなるため、既存の協定は見直しが必要です。
- ③制度の社内周知と管理職向け研修の実施
新制度の利用方法について、社内向けに丁寧な周知や研修を行いましょう。

最後に

今回の法改正は、働き方の柔軟性を高め、従業員の離職を防ぐための重要な施策です。企業にとっても、優秀な人材の定着や企業価値の向上につながるチャンスです。制度の整備はもちろん、「実際に使いやすい運用体制」を構築することが今後の鍵となります。すでに改正法が施行されている中で、就業規則の見直しや制度設計に迷っておられる場合には、早急に弁護士にご相談ください。



不正送金被害にあったら!?

弁護士

松田 七海

インターネットバンキングシステムは銀行に行かずとも送金手続き等が簡単にできて本当に便利です。一方で、インタ

ーネットバンキングに関する犯罪が増えてきています。警察庁の発表では、令和6年におけるインターネットバンキングを利用した不正送金事犯の発生件数は4369件、被害総額は約86億9000万円とのことです¹⁾。そして、その手口は“フィッシング詐欺”が9割を占めています。



フィッシング詐欺?

フィッシング詐欺とは、銀行等²⁾を装った偽のメールやメッセージを送りつけ、本物そっくりの偽サイトに誘導し、そこで被害者本人にIDやパスワードの個人情報を入力させ金銭等をだまし取るサイバー詐欺です。ただ、かなり単純な説明をしましたが、実際はより高度化・複雑化しています。

被害にあったら…

不正送金詐欺の被害にあったことに気がついたとき、被害回復のため手段がとれるのでしょうか?

まず考えられるのは、詐欺をおこなった者に対し損害賠償請求を行うことです。そのために法律もある程度整備されています。しかし、その方法では実際に被害回復できない可能性があるのも事実です³⁾。

では、銀行に何かを請求することはできるのでしょうか? 全銀協⁴⁾は、インターネットバンキングによる不正な払い戻しが発生した際、銀行に過失がなくとも預金者(個人⁵⁾)に過失がないときには一定の要件のもと原則補償するという内容の申し合わせを行っています⁶⁾。

しかし、銀行から補償がされるといって

も、どのようなケースでも補償がされるわけではないですし、補償金額も必ず全額とは限りません⁷⁾。

もちろん個々のユーザーも注意するけれど……

とにかく事前に不正送金の被害に遭わないよう対策するのが最善だと思います。なので、私たちユーザーも「いくら銀行の名前で来ているメールでも、メールに載っているURLはクリックしない」等の注意は怠らないようにする必要があります。しかし、かなり高度かつ複雑になっている詐欺に対して個々のユーザーの注意だけでは被害を防ぎきるのは難しいです。

私たちは自分の大切な財産を守るために、銀行を信頼して財産を預けます。フィッシング詐欺は、その銀行への信頼を大きく揺るがすものです。なので、銀行は監視体制をより強化し、不正送金が疑われる振込依頼があれば事前取引を停止するといったシステムを構築するといった対策を積極的にとるべきではないでしょうか⁸⁾。

犯罪行為に対する対策というのはどうしても後手にまわりがちですが、今の状況が少しでも改善されるといいと思います。

- 1) 警察庁「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和7年3月13日)18頁
- 2) ここではインターネットバンキングを中心に取扱いいますが、クレジットカードなどでも同様のフィッシング詐欺被害は増加しています。
- 3) 実際に被害回復ができるか、その可能性がどの程度なのかは調査が必要です。
- 4) 正式名称「一般社団法人全国銀行協会」
- 5) 個人と法人では取り扱いが異なるので注意が必要です。
- 6) 平成20年2月19日「『預金等の不正な払戻しへの対応』について」
- 7) 補償の詳細な要件などは個々の銀行サイトを確認してください。
- 8) 令和6年2月6日警察庁・金融庁より全銀業に対し「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請」が行われ、このような対策の強化を要請しています。

相続財産が未分割の場合の相続税申告

税理士

山口 裕之

概要

相続税は、相続財産が基礎控除額を超える場合には、相続開始後10ヵ月以内に所定の書類を添付して、被相続人の住所を所轄する税務署へ申告をする必要があります。これは、遺産分割協議がまとまらない未分割の場合であっても同様です。

未分割の場合の相続税の計算

相続により取得した財産に係る相続税について、財産の全部又は一部が分割されていないときは、その分割されていない財産については、法定相続分の割合により取得したものとして、相続税を計算することとされています。

未分割の場合の各種特例の適用

相続税の計算の際に、配偶者の税額軽減や小規模宅地の特例（土地の評価の減額）の適用を受けるためには、財産が分割されていることが要件となります。相続開始後10ヵ月以内に遺産分割協議がまとまらない場合は、「申告期限内3年以内の分割見込書」を提出しておき、特例が使えないために一旦多くの相続税を納付する必要があります。ただし、後日分割が決まった場合は、配偶者の税額軽減や小規模宅地の特例を適用し、当初の申告から減額された相続税の還付請求をすることができます。

仮に3年10ヵ月以内に遺産分割協議がまとまらない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出することになります。

相続を放棄した者がいる場合

相続を放棄した者は、初めから相続人とならなかったものとみなされますので、相続税の申告に際してもその者を除外して申

告します。この場合の基礎控除額の計算は、相続の放棄があった場合でもその放棄はなかったものとして計算されます。

延納の担保の取扱い

相続税は金銭で一時に納付することが原則ですが、相続税が10万円を超え、金銭で納付することが困難とする事由がある場合には、申請により担保を提供することを条件に分割で納付することができます。この担保として提供する財産が未分割の場合は、相続人全員が提供する場合を除き、認められないこととなります。

連帯納付義務

相続税の納付について、被相続人から相続により財産を取得した全ての者は、相続により受けた利益を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずるとされ、遺産が未分割の状況においても、連帯納付義務は免れません。

終わりに

遺産分割協議がまとまらない場合は、相続税の計算上、配偶者の税額軽減等の特例が使えないなど、多くのデメリットがありますので、できるだけスムーズな遺産分割協議をお勧めします。



あいさつ

はじめまして。今年の3月に大阪での司法修習を終え、4月1日から山口法律会計事務所に入所した木村健と申します。私は四国の徳島県で生まれ育ち、大学からは関西で生活をしています。徳島は田舎ですが、気候が温暖で自然の美しいところです。大阪は都会ですが、美味しい食べ物や人情に溢れています。私はそのどちらにも愛着を持っています。

生い立ち

私は、弁護士として働く父を見て育ちました。トンネルじん肺訴訟や豊田商事事件に携わるその姿は、私の中での弁護士像を形作っています。とはいえ、最初から弁護士を目指そうと思っていたわけではなく、自分の目指すべき道が見つからず悶々とする日もありました。それでも私が弁護士になろうと思ったのは、やはり、様々な事情で声を上げられない人や困っている人に寄り添い、自らの知識や経験を活かして助けることを生業とする、弁護士ならではの魅力に惹かれたからです。そして、当事務所の先輩弁護士たちは、それぞれが刑事や行政、労働など自分の専門分野を持って活動しており、私はそのカッコよさに惹かれて入所を希望しました。自分も、これが私の強みです、と自信を持って言えるような分野を確立したいと思います。

趣味について

さて、私の趣味ですが、暇なときに無手勝流でピアノやバイオリンを弾くことです。これは昔習っていた名残ですが、人様にお聴かせできるレベルの演奏ができるかはわかりません。また、散歩ついでに公園

で遊ぶ犬を眺めるのも好きです。実家では私が小さいときに、ボーダーコリーという牧羊犬の血をひく犬を飼っていました。大学へ行くため私が出た後に彼が亡くなったときには、あのときもっと一緒に遊んで思い出を作っていたら大変悔やみました。愛情と手間をかけて育てられた犬と飼い主の絆は、とても美しいものです。いつか再び、自分も犬と共に暮らしたいと思っています。そして、可能であれば、弁護士としても、何らかの形で犬の幸せに貢献できるような活動に携わることができればと考えています。

これから

いまでは、入所から数か月が経ちました。毎日、新鮮な発見とやりがいがある一方で、自らの知識不足や経験不足に悔しい思いをすることもあります。弁護士と名乗る以上、新人だからといった言い訳は通用しません。早く一人前の法律家となれるよう精進いたしますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。





無料のジムのおすすめ 弁護士 山口 健一

「ジムに行って体を鍛えたいけど、そんな時間がなかなかないし、加入してもあんまり行けないので、会費も無駄だなあ」とお悩みのみなさん。



私のおすすめは、階段を使った無料のジム。

通勤や、どこかに行くとき、必ず使うのが電車。駅には必ず階段があります。昔と違って、その横にはほとんどエスカレーターやエレベーターが設置されています。昔はそんな手軽な設備がなかったの

で、誰もがひたすら階段を上り下りしていました。せっかく無料でいつでも使え、誰にも遠慮なくていいこの階段を、足腰が鍛えるために使わない選択はありません。

早く寝る

弁護士 山口 昌之

数年前まで、私はどちらかというと遅くまで起きている方でした。しかも、お酒を飲みながら、テレビを見ながら、何となく起きている……という、あまり褒められた生活ではありませんでした。

このところは、何もなければ11時までには寝るようにしています。最低でも8時間は睡眠時間を確保しています。それからというもの、朝の目覚めはいいし、一日リズムよく過ごせている気がします。

無駄に過ごすよりは、早く寝て睡眠時間を確保する。私のオススメです。



もちろん散歩

弁護士 東 尚吾

朝の公園の犬たちとの散歩はとても気持ちよいので、何度もお勧めします。

ただし、散歩の前は、気持ちよくはありません。朝、散歩の時間を告げる彼らの甲高い声で目が覚め、寝ぼけ眼で準備しながらも、毎度、そばで無性にテンションが高くなる彼ら（特に弟分）を「こらっ、静かに」などと諷めます、その後、ハーネスを付けようとするとなぜか必ず逃げる彼



（弟分）をあの手この手で確保する……このように毎日散歩の前にはルーティンの苦闘がありますが、外に出ると彼らは行儀よく、とても気持ちのよいものです。

映画「PARFECT DAYS」的生活

弁護士 藤原 智絵

ようやく観ました……そして痺れました。「孤狼の血」での狂気からは想像もできない役所広司の役者魂に震え、平山という男の生き方にどっぷり惹かれました。

よしそれならと、早朝の空を見上げて微笑んでみる。缶コーヒーを片手に、真新しい気持ちで一日を始めてみる。

でもすぐ些細なことに苛立ち、夜本を手に寝落ちし、誰とも話さず過ごすことなんて身が持たぬ性格で。こりゃダメだ、と思った矢先、カーラジオから流れた、竹内まりや「人生の扉」になぜか涙が込み上げ。ハンドルを握る自分が、一瞬、エンディングの彼と重なりました。

平山的生活を目指すみなさま、ぼちぼち参りましょう。



侘び寂びを体現するのは難しい

ひとり時間

弁護士 藤澤 諒祐

私のおすすめは「ひとり時間」です。忙しい毎日の中で、自分だけの時間をもつことは、心のバランスを保つ上でとても大切だと感じています。誰にも気を遣わず、好きな場所で、好きなことをして過ごす時間は、思った以上に自分を癒してくれます。カフェで本を読んだり、音楽を聴いたり、ただぼーっと空を眺めたり。ひとりだからこそ感じられる静けさや自由さに、気づくことがたくさんあります。自分自身と向き合う貴重な時間を、ぜひ持ってみてください。



Pivní pěna je vynikající!! 弁護士 松田 七海

今、大阪でアツい万博。その万博の中であえてメジャーどころを外しておすすめをしたいのは、チェコパビリオンのレストランで飲めるピルスナーの“泡”!!! 大阪万博には本場のマイスターが来日してくれていて、このマイスター自らピルスナーを注いでくれるんですが、これ、不思議なことに本当に泡がおいしいん



ごめんなさい。写真は「シュニット(Snytt)」という注ぎ方のものです🍻

です。是非「ミルコ(Milko)」という泡が9割の注ぎ方を注文してください。泡がおいしいという衝撃体験が味わえます。ジョッキもゴツ大きくてサイコ〜。

盲導犬を支援しよう 弁護士 木村 健

毎年4月最終週の水曜日は、国際盲導犬デーです。写真は、兵庫盲導犬協会開催の第23回国際盲導犬デーin神戸で撮ったものです。

イベントでは、盲導犬の訓練を見たり、視覚障がい者のお話を聞いたり、グッズを買うことができます。さらに、キャリアチェンジした犬や引退した犬と触れ合うことができます。盲導犬1頭の育成に500万円ほどかかるといわれています。盲導犬育成に貢献しつつ、可愛い犬に癒やされる一挙両得の機会ですので、皆さんも来年は足を運んでください。



炭酸水 税理士 山口 裕之

気分転換に炭酸水を飲みますが、炭酸ガスの強さ、容器の種類などで選んでいます。ハイボールを作るときは強炭酸、そのまま飲むときは微炭酸、容器は少し割高にはなりますが、ペットボトルや缶よりビンがおすすめです。1リットルの液体に1リットルの炭酸ガスが溶けている場合を1GV(ガスボリューム)といい、3.5以上の場合が強炭酸であるとされています。色々な種類がありますので、炭酸が苦手という方も一度お試し下さい。



パンどろぼう 事務局 澤田 智子

わたしのオススメは、絵本の「パンどろぼう」です。最近、ガチャガチャでもパンどろぼうシリーズがあり、見つけたら絶対やってみたいと思っているわたしです。

出合いは、昨年小学4年生だった息子が、学校図書で「パンどろぼうとほっかほっカー」の本を借りてきて、読んだのが最初でした。

パンどろぼうは、題名のとおりのおいしいパンを盗んで食べるお話ですが…盗むにも掟があったり、盗みに入ったパン屋のおじさんの勧めでパン職人



絵 澤田佳奈

をめざしていくなど、とても愛らしい憎めない存在です。どろぼうは悪いことだけど、描かれているパンも主人公の表情も魅力いっぱい、読んでいてほっこりします。

体験プランのお稽古 事務局 北野佳名子

気軽に短時間で新しい世界を体験できるところが魅力的です。

初心者向けのプランが多くて、蕎麦打ち体験や筆づくりなど、いろんなプランに参加しました。

今、気になっているのは、新鮮な珈琲を楽しむコーヒー手焙煎教室。豆を焙煎して、煎りたてのコーヒーを味わって、残ったコーヒー豆は持ち帰りできるそうです。

コーヒーを味わいながら、ゆったりの時間を過ごし、お土産もあるみたいで、大満足の体験になりそうです。



ウクレレ 事務局 宮嶋 暁子

幼少期にピアノを習い始め、10年ほど続けたのち、長らく音楽は聴く専門でしたが、数年前にふと思い立ってウクレレを習い始めました。

ハワイアンミュージックを弾くというわけでもなく、自分の好きな曲を練習しています。

習い始めて7年ほどですが、何事も続けていればそれなりにできるもので、最近は仲間と一緒にたまに発表の場に出たりもしています。



マイウクレレです

音楽は聴くのも演奏するのもりフレッシュできるので、これからもほそぼそと続けていきたいなあと思っています。

いつもと違う方 事務局 岡山 幸代

いちごかさくらんぼならいちご、白か黒なら白、徒歩か電車なら徒歩、といった感じで、迷ったときはこっち。が決まっていたりしますが、ときどきいつもとは違う方にしてみることがあります。

そうすると、新しい発見があったり、気分転換になったり、普段見かけない景色が見られたりして新鮮な気持ちになれます。やっぱりいつもの方にしてあげばよかったと思うこともありますが、それもまたおもしろい失敗として楽しめます。

いつもならきくと選ばない方をあえて選ぶこと。わたしのおすすめです。



ばんぱく小旅行 事務局 富田 宏史

大阪では1970年以來の「万博」が開催されています。故あって通期パスを手にする事になり、各国のパビリオンやレストランを楽しんでいます。

特に中東・東欧がお気に入り。サウジ時間がゆ
(次のページへ)



吹田の万博記念公園「国立民族学博物館」で出会ったメキシコ・オアハカ州の木彫のアレブリエ(Alebrije)。多彩な色遣いと表現に心惹かれ、縁あって民博にも作品が展示されている巨匠、アンヘリコ・ヒメネスさんに制作を依頼。メキシコからジャガーがやってきました。

ったり流れるレストラン、ヨルダンのカルダモンコーヒーが素晴らしく……ポーランド館のショパンやハンガリーも。

これまで感じたことのない空気感や味・香りを、五感をフルに使って吸収しています。

全体の運営やシステムには注文を付けたいところ満載ですが、現場のスタッフやボランティアの皆さんのホスピタリティに支えられているなど。

少しの間、各国を巡ってみます。

入浴剤

事務局 奥井ゆかり

近頃、SNS上では「風呂キャンセル界隈」といった言葉があるようで、確かに、洗う、髪を乾かす、お風呂掃除…考えると億劫に感じる日は誰にでもあるかと思います。

私はそんな日でもゆっくり湯船につかりたくなるよう、色々な入浴剤を入れて楽しんでいます。

冬は温泉巡り。箱根、草津、別府等々の乳白色のお湯が温泉気分を盛り上げてくれます。春は果実や花をメインに選び、優しい香りに癒されます。これからの季節は、湯上りサッパリ、爽快なもので暑さを乗り切っていこうと計画中です。



手作りアイスクリーム

事務局 谷山佐和子

先日、前から興味のあったアイスクリームをつくる(攪拌だけ)家電がセールになっていたの、ついに購入しました。

冷凍庫に1日以上いれておいた付属のボウルに、本体モーターを取り付けて材料をいれ、20分ほど攪拌すれば、アイスクリームが完成します！作りたてはとても美味しく、材料を変えればいろいろなフレーバーが楽しめます。

しかし製菓材料店でもなかの皮を購入してアイスもなかを作ってみたり、2週間ほど楽しんだところで、太ったことに気づきました。

自制心のあるかたには是非おすすめします。



暑い夏には……

事務局 八重垣有夏里

夏のお出かけにはプラネタリウム鑑賞をオススメします。最近、アロマの香りの中でリラクゼーション音楽を聴きながらの鑑賞や、有名な声優さんによる解説付きのもの、満点の星を見ながらのライブ等大人向けのプログラムも様々あります。中には、プラネタリウムを見ながら星空大喜利を聞きつつお酒が飲めるbarもあります。日々、お疲れの皆様も、たまには、綺麗な星空を見て、ゆったりした時間をお過ごしするのはいかがでしょうか。



編集後記

令和7年夏号の事務所だよりは楽しんでいただけましたでしょうか。普段は見られない一面を通して、当事務所を身近に感じていただければ嬉しいです。4月から木村弁護士を迎え、当事務所も益々パワーアップしていきますので今後ともよろしくお願いいたします。

【八重垣有夏里】



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩3分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て、北側に徒歩4分
- 阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ

〈業務時間のごあんない〉

月～金曜日 9:00～18:00

※弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

【休日】土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

〈夏季休業〉

●8月12日(火)～15日(金)

最近宛先不明で、事務所に返送される事務所だよりがあります。もしご希望があれば、引き続きお送りいたしますので、ご転居の際には、お電話かEメールで事務所にご連絡いただければ幸いです。

TEL: 法律部門 06-6361-3234

税務部門 06-6361-3224

FAX: 法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>